

[事案 25-65] 慰謝料請求

・平成 25 年 8 月 28 日 不受理決定

<事案の概要>

平成 12 年 6 月に加入した介護年金保障定期保険は、以下のとおり、商品内容に問題があるので、慰謝料を支払うことを求めて申立てのあったもの。

- (1) 本契約は所定の要介護状態が継続した場合に介護年金を支払うものであるが、支払う保険料に比べ、支払事由に該当するものは少数である。
- (2) 本契約には満期時受取金がない。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

- (1) そもそも保険とは、「経済的損失を被る危険（リスク）に晒される主体が資金を拠出しあつて基金を形成し、この基金から危険が現実化して経済的損失を被った主体に損失を補てんする給付を行う仕組み」であり、まさに該当者が少ないからこそ、少額の保険料によって高額な保障を受けることが可能となっている。
- (2) どのような場合に保険給付が行われるような商品とするかは、保険業法にもとづく監督当局の個別の認可を前提とした、当該会社の商品戦略・経営に関する事項である。
- (3) ある保険商品を満期時受取金付の商品として設計するか否かは、監督当局の個別の認可を前提とした、当該会社の商品戦略・経営に関する事項である。